7　3若しくは6の規定に基づく経過措置、4の規定に基づく履行のための期間又は6の規定に基づく延長につき交渉した開発途上国は、経過期間又は履行のための期間が終了する時点において自国がこの協定を遵守していることを確保するため、これらの期間中に必要な措置をとる。当該開発途上国は、委員会に対しそれぞれの措置を速やかに通報する。

8　締約国は、開発途上国による技術協力及び能力の開発の要請であって、当該開発途上国のこの協定への加入又はこの協定の実施に関連するものに妥当な考慮を払う。

9　委員会は、この条の規定を実施するための手続を作成することができる。この手続には、6の規定に基づく要請についての決定に関する投票のための規定を含めることができる。

10　委員会は、この条の規定の運用及び実効性について五年ごとに検討する。

第六条　調達制度に関する情報

1　締約国は、次のことを行う。

(a)　法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、法令で義務付けられ、かつ、公示又は入札説明書において示されている標準契約条項及び手続であって対象調達に係るもの並びにそれらの修正を、公衆に広く周知され、その後も容易に閲覧することができる公式に指定された電子的媒体又は紙面により、速やかに公表すること。

(b)　要請に応じ、(a)に規定する事項について他の締約国に対して説明を行うこと。

2　締約国は、次のものを附属書に掲げる。

(a)　附属書Ⅱにおいて、1に規定する情報を公表するために用いる電子的媒体又は紙面

(b)　附属書Ⅲにおいて、次条、第九条7及び第十六条2の規定により必要とされる公示を行うために用いる電子的媒体又は紙面

(c)　附属書Ⅳにおいて、次の(i)又は(ii)を公表するために用いるウェブサイトのアドレス

(i)　調達に関する当該締約国の統計であって、第十六条5の規定に基づくもの

(ii)　締結された契約に関する当該締約国の公示であって、第十六条6の規定に基づくもの

3　締約国は、附属書Ⅱから附属書Ⅳまでに掲げる自国の情報についての修正を速やかに委員会に通報する。

第七条　公示

調達計画の公示

1　調達機関は、第十三条に規定する場合を除くほか、対象調達ごとに、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により調達計画の公示を行う。それらの媒体は、広く周知されるものとし、調達計画の公示は、少なくとも当該調達計画の公示に示された期間の満了の時まで、引き続き公衆が容易に閲覧することができるようにする。調達計画の公示は、

(a)　付表1に掲げる調達機関については、少なくとも附属書Ⅲに規定する最小限の期間においては、電子的手段により単一の窓口を通じて無償で閲覧することができるようにする。

(b)　付表2又は付表3に掲げる調達機関については、電子的手段により閲覧することができる場合には、少なくとも、無償で閲覧することができるゲートウェイ電子サイトのリンクを通じて提供されるようにする。

締約国（当該締約国の付表2又は付表3に掲げる調達機関を含む。）は、調達計画の公示を電子的手段により単一の窓口を通じて無償で行うことが奨励される。

2　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、調達計画の公示には、次の事項に関する情報を含める。

(a)　調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、公示された調達に関連する全ての文書を入手するために必要な情報、並びに当該文書が有償の場合にはその費用及び支払条件

(b)　公示された調達についての説明（調達されるべき物品又はサービスの特質及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）を含む。）

(c)　一連の契約については、可能な場合には、次回以降の調達計画の公示の見込まれる時期

(d)　選択権についての説明

(e)　物品の納入若しくはサービスの提供の期間又は契約の期間

(f)　用いる調達方法及び交渉又は電子オークションを行う意図の有無

(g)　公示された調達について参加申請書の提出を求める場合には、その提出の場所及び最終期日

(h)　入札書の提出の場所及び最終期日

(i)　入札書又は参加申請書の作成に用いることができる言語（調達機関の属する締約国の公用語以外の言語で提出することが可能な場合に限る。）

(j)　供給者が参加するための条件の一覧表及び簡潔な説明（供給者が当該条件に関連して提出すべき特定の文書又は証明書についての要件を含む。ただし、当該調達計画の公示と同時に関心を有する全ての供給者による入手が可能とされる入札説明書に当該要件が含まれていない場合に限る。）

(k)　調達機関が第九条の規定に基づき限られた数の資格を有する供給者を入札に招請するために選択する意図を有する場合には、その選択に用いる基準及び入札を行うことが認められる供給者の数を制限するときはその制限

(l)　公示された調達にこの協定が適用される旨の記述

公示の概要

3　調達機関は、各調達計画について、調達計画の公示と同時に、世界貿易機関のいずれかの公用語で、公示の概要を容易に閲覧することができる方法で公表する。当該公示の概要には、少なくとも次の情報を含める。

(a)　調達の対象事項

(b)　入札書の提出の最終期日又は調達に係る参加申請書若しくは常設名簿への記載の申請書の提出を求める場合にはその提出の最終期日

(c)　調達に関する文書を入手することができる場所

調達予定の公示

4　調達機関は、各会計年度のできる限り早い時期に、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により将来予定されている調達に関する公示（以下「調達予定の公示」という。）を行うことを奨励される。調達予定の公示には、調達の対象事項及び調達計画の公示の予定日を含めるべきである。

5　付表2又は付表3に掲げる調達機関は、調達予定の公示を調達計画の公示として使用することができる。ただし、当該調達予定の公示に、2に規定する情報のうち調達機関が入手することができるもの及び関心を有する供給者が調達機関に対し予定されている調達への関心を表明すべきである旨の記述が含まれることを条件とする。

第八条　参加のための条件

1　調達機関は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

2　調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、

(a)　供給者が以前に特定の締約国の調達機関と一又は二以上の契約を締結したことを当該供給者が調達に参加するための条件として課してはならない。

(b)　調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。

3　調達機関は、供給者が参加のための条件を満たすか否かを評価するに当たり、次のことを行う。

(a)　調達機関が属する締約国の調達機関と一又は二以上の契約を締結したことを当該供給者が給者の資金上、商業上及び技術上の能力を評価すること。

(b)　公示又は入札説明書において事前に特定した条件に基づいて評価すること。